

富山県建設工事検査監察要領の運用等について

1 運用について（農林・土木共通）

- (1) 富山県建設工事検査監察要領（平成24年3月22日付検第5号）第3条第2項及び第13条第2項の運用について下記のとおり改正する。

記

富山県建設工事検査監察要領第3条第2項中及び第13条第2項中の「必要があると認めるとき」については、概ね次の工事を対象とし、工事概要及び施工内容等を総合的に勘案して選定することとする。

対象工事	工事例
施工の難度が高い工事 (Ⅰ)	新工法及び特殊工法を採用した工事 地盤改良工事 場所打杭及び深礎杭工事 自然条件が厳しい工事
施設の重要度が高い工事 (Ⅱ)	高品質及び高性能を要求する工事 他の重要な施設と密接に関連する工事
不可視部分が多い工事 (Ⅲ)	薬液注入工事 推進工事 浚渫工事 抑止アンカー工事 補強土留工事
その他の工事 (Ⅳ)	① 大規模な変更を行った工事 ② 予算の繰越を行った工事 ③ 特定プロジェクトに係る工事 ④ 重大な災害が発生した工事 ⑤ 工程が遅れている工事 ⑥ 特に技術指導を必要とする工事 ⑦ 総合評価方式の工事（簡易型Bタイプを除く） ⑧ 低入札価格工事 ⑨ 安全管理体制の強化点検が必要な工事 ⑩ 下請負率が大きい工事 ⑪ 過去2年で評定点が低かった受注者の工事

- (2) 富山県建設工事検査監察要領(平成11年3月31日付検第7号。以下「要領」という。)の運用については、下記のとおり定める。

記

第4条第2項関係(平成10年3月30日付通知)

「小規模な工事」とは、1件2,500万円未満の工事をいう。

第9条第4項関係(平成20年3月26日付一部改正通知)

「修補が軽易な場合」とは、概ね目的物の機能や品質が確保されている工事で、その修補に要する期間が検査の日から修補の手続き期間、土、日、祝祭日及び気象状況等により作業不可能な日数を除き、14日以内に完了するものをいう。

第4条第2項関係(平成11年9月9日付改正通知)

「完成検査は、小規模な工事を除き、原則として・・・(中略)・・・以外の検査員に命ずるものとする。」としているが、仮設足場等が撤去されると、完成検査時に大部分の、あるいは主要部分の実施検査ができなくなるような場合(例えば、流水中の橋脚工事や長大法面工事など)、撤去前に中間検査等を実施した検査員が完成検査も実施できるものとする。

2 事務の取扱について

月別検査予定表の提出

検査を希望する月の前月の20日までに、次により検査予定表を提出するものとする。
なお、提出後に日程等の変更が生じたときは、すみやかに検査員(予定者)と連絡調整を行うものとする。

- ① 工事検査監察要領第3条第1項及び第3項により検査室が行う工事の検査にあつては、所長から検査室長へ提出する。
- ② 管理検査課長を置く出先機関における前記以外の工事にあつては、担当課長から管理検査課長へ提出する。

検査結果処置検討委員会設置要領

検 第 11 号

平成10年3月30日

出納事務局通知

（目 的）

第1条 この要領は、富山県建設工事検査監察要領（平成10年3月25日付検第9号。

以下「検査監察要領」という。）第2条第9号に定める検査結果処置検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び運営に関して、必要な事項を定める。

（設 置）

第2条 検討委員会は、当該工事を監督する事業主管課、出先機関又は土木センター土木事務所（以下「関係機関」という。）にそれぞれ設置する。

（所掌事務）

第3条 検討委員会は、検査監察要領第9条第1項の工事の処置について協議し、その結果を検査結果処置検討委員会報告書（様式第94号）により検査員に通知する。

（組 織）

第4条 検討委員会は、別表の関係機関の職員をもって組織する。

（職 務）

第5条 委員長は、検討委員会を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（招 集）

第6条 検討委員会の招集は、検査員から開催の請求があったときに直ちに委員長が行う。

（検査員の出席）

第7条 検査員は、検討委員会に出席し、検査の結果及び補修の必要性等について説明し、意見を述べるものとする。

（意見の聴取）

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験者等から意見を聴くことができるものとする。

（庶 務）

第9条 検討委員会の庶務は、それぞれの関係機関において処理する。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（附 則）

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

（附 則）

この要領の一部改正は、平成14年10月1日から施行する。

(附 則)

この要領の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

農林水産部

区 分	事業主管課が監督する工事	出先機関が監督する工事
委員長	事業主管課長	出先機関の長
副委員長	事業主管課主幹（技術）又は委員長が指名する者	次長（技術）又は委員長が指名する者
委 員	農林水産企画課長 農村整備課主幹（技術） 事業主管課課長補佐（技術） その他委員長が指名する者	次長（事務） 管理検査課長 工事担当課長 その他委員長が指名する者

土 木 部

区 分	事業主管課が監督する工事	出先機関等が監督する工事	
委員長	事業主管課長	出先機関の長	土木センター土木事務所長
副委員長	事業主管課主幹（技術）又は委員長が指名する者	次長（技術）又は委員長が指名する者	所長代理（技術）又は委員長が指名する者
委 員	管理課長 建設技術企画課長 事業主管課課長補佐（技術） その他委員長が指名する者	次長（事務） 管理検査課長 工事担当課長 その他委員長が指名する者	所長代理（事務） 所管土木センターの管理検査課長 工事担当課長 その他委員長が指名する者

その他の部局

区 分	事業主管課が監督する工事	出先機関が監督する工事
委員長	事業主管課長	出先機関の長
副委員長	委員長が指名する者	委員長が指名する者
委 員	委員長が指名する者	委員長が指名する者

工事検査連絡会議設置要領

検 第 11 号
平成10年3月30日
出納事務局長通知

（目 的）

第1条 県が発注する公共工事に係る検査業務等の適正な執行を図るため、検査技術、検査方法や建設業者の施工水準等の情報交換を行う工事検査連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設ける。

（設 置）

第2条 工事検査連絡会議は、出納局検査室に設置する。

（所掌事務）

第3条 連絡会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 検査技術、検査方法等の情報交換に関すること。
- (2) 建設業者の施工水準等の情報交換に関すること。
- (3) 検査員の資質の向上に関すること。
- (4) 検査の技術基準に関すること。
- (5) 検査業務量の把握に関すること。
- (6) その他

（組 織）

第4条 連絡会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、検査室長をもって充てる。
- 3 副座長は、検査室課長（工事検査担当）をもって充てる。
- 4 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

（職 務）

第5条 座長は、連絡会議を主宰する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

（召 集）

第6条 連絡会議は、必要に応じて座長が召集する。

（部 会）

第7条 連絡会議に、次の部会を置く。

- (1) 農林水産部会
- (2) 土木部会

(3) 建築・設備部会

2 部会は、連絡会議に付すべき事項について、検討及び情報収集するものとする。

3 部会員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(庶 務)

第8条 連絡会議の庶務は、出納局検査室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和3年1月21日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

1 委 員

- (1) 検 査 室 : 室長、課長（工事検査担当）
- (2) 農林水産部 : 次長(技術)、農林水産企画課長、農村整備課長
- (3) 土 木 部 : 次長(技術)、管理課長、建設技術企画課長、営繕課長
- (4) 出先機関 : 次長(技術)、管理検査課長
土木センター土木事務所長代理（技術）、富山新港管理局長、
伏木港事務所長、富山港事務所長
- (5) 企業局(オブザーバ) : 電気事業室発電施設課長

2 部会員

- (1) 農林水産部会 : 検査室農林担当工事検査員、農林水産企画課経理係長、農村整備課主幹（技術）及び技術管理係長、各センターの管理検査課長及び課員、小矢部川ダム管理事務所所長代理
- (2) 土木部会 : 検査室土木担当工事検査員、建設技術企画課主幹（技術）、管理課入札・契約係長、各センターの管理検査課長及び課員、管理検査課のない事務所の工務課長及び副主幹
(オブザーバ)企業局水道課課長補佐
- (3) 建築・設備部会 : 検査室建築設備担当工事検査員
営繕課 主幹又は課長補佐（技術）、各係長
建築住宅課 各係長（技術）
財産管理室 代表（技術）
高岡土木センター下水道課 代表（技術）
警察本部会計課 管理官（技術）、調査官（技術）
(オブザーバ)企業局電気課電気事業室課長補佐（電気施設担当）